

## 8. こどもに関する手続き

### ① 児童手当を受給していた方

手続き	児童手当の認定請求・未支払児童手当請求
期限	原則、受給者が亡くなった日の翌日から15日以内
手続きできる人	受給者が亡くなった後、対象児童を養育する方
持ち物	≪保護者による児童手当の認定請求≫ <input type="checkbox"/> 保護者の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 保護者のマイナンバー等  ≪未支払児童手当請求≫ <input type="checkbox"/> 児童の預貯金通帳
詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当の受給者が亡くなった場合、死亡月以降の児童手当を受給するため、今後児童を養育していく方の名義で認定請求が必要です。</li> <li>・死亡した時点で支給されていない手当がある場合は、支給対象児童のお子さまが代わりに受けとる手続き(未支払児童手当請求)が必要となります。</li> </ul>
問合せ先	健康推進課（総合庁舎1階・3番・むらさき色の窓口） ☎0748-58-1006

### ② 児童扶養手当を受給していた方

手続き	児童扶養手当受給者死亡届・未支払手当請求書		
期限	速やかに	手続きできる人	対象児童、扶養義務者 または新たな養育者
持ち物	<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の児童扶養手当証書  ≪未支払児童扶養手当請求≫ <input type="checkbox"/> 児童の預貯金通帳		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。</li> <li>・未払いの手当がある場合は、手続きが必要ですので、ご相談ください。</li> </ul>		
問合せ先	健康推進課（総合庁舎1階・3番・むらさき色の窓口） ☎0748-58-1006		

MEMO

## 8. こどもに関する手続き

### ③ 保育園・こども園・小学校・中学校の子どもがいる方

手続き	認定や保育料の引き落とし口座の変更		
期限	できるだけ速やかに	手続きできる人	親族等
持ち物	□ 特になし		
詳細	≪保育園・こども園に通園している子どもがいる方≫ ・認定や保育料の変更手続きが必要な場合があります。 ・変更の必要がない場合もありますので、一度お問合せください。 ≪小学校・中学校に通学している子どもがいる方≫ ・通学自動車(スクールバス)を利用している場合、引き落とし口座の変更手続きが必要です。 ・変更の必要がない場合もありますので、一度お問い合わせください。		
問合せ先	教育総務課 (総合庁舎 2階) ☎0748-58-3710		

## 9. 妊婦等に関する手続き

### ① 妊娠していた方

手続き	妊婦のための支援給付金の申請		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	□ 手続きを行う人の本人確認書類 □ 振込先口座が確認できる預金通帳等(相続人名義) □ 胎児の母子健康手帳(竜王町で妊娠届を提出していない人のみ)		
詳細	令和7年4月1日以降に妊娠されていた人で、妊婦のための支援給付金(妊婦給付認定後および胎児の数の届出後の2回)未給付の場合に給付申請ができます。		
問合せ先	健康推進課 (総合庁舎1階・3番・むらさき色の窓口) ☎0748-58-1006		

### ② 流産、死産された方

手続き	妊婦のための支援給付金の申請		
期限	流産、死産等が医療機関で確認された日から2年以内		
手続きできる人	胎児の母にあたる妊婦		
持ち物	□ 手続きを行う人の本人確認書類 □ 振込先口座が確認できる預金通帳等(本人名義) □ 流産、死産等についての医師の証明		
詳細	令和7年4月1日以降に妊娠されていた人で、妊婦のための支援給付金(妊婦給付認定後および胎児の数の届出後の2回)未給付の場合に給付申請ができます。		
問合せ先	健康推進課 (総合庁舎1階・3番・むらさき色の窓口) ☎0748-58-1006		